

N I S A（少額投資非課税制度）ご利用にあたってのご留意事項

N I S A口座の開設をご検討されているお客様におかれましては、下記ご留意事項についてご確認くださいませようお願いいたします。

・口座開設資格

日本にお住まいで、N I S A口座を開設する年の1月1日時点で20歳以上の方（1月2日が誕生日で20歳になる方を含む）が開設できます。

・同一年においてお一人様一口座（一金融機関）の開設となります

N I S A口座は、金融機関を変更した場合を除き、同一年において一人一口座（一金融機関）しか開設できません。当社で取り扱うN I S A対象商品は上場株式、E T F、投資信託です。

※複数の金融機関で重複してお申し込みの場合、口座開設までに相当の時間を要する場合があります。

※N I S A口座で保有する有価証券を非課税扱いのまま（N I S Aのまま）、他社へ移管することはできません。

・損益通算・繰越控除はできません

N I S A口座の損益は税制上ないものとされ、N I S A口座以外（一般口座や特定口座）で保有する有価証券の売買益や配当金等との損益通算はできず、その損失の繰越控除もできません。

・非課税枠の再利用はできません

N I S A口座で保有している有価証券を一度売却するとその非課税枠の再利用はできません。

また、年間120万円までの非課税枠のうち、未使用分を翌年以降に繰り越すこともできません。

・上場株式等の配当金を非課税にするには

N I S A口座で保有している上場株式等の配当金を非課税にするためには、配当金の受取方法を「株式数比例配分方式（配当金を証券会社のお取引口座で受取る方法）」にする必要があります。

※N I S A口座で保有している上場株式等の配当金について非課税措置の適用を受けるためには、株主権利確定日（決算期日または中間決算期日）までに「株式数比例配分方式」に変更する必要があります。

・投資信託における元本払戻金の課税について

投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は、N I S A口座での保有であるかどうかにかかわらず非課税のため、N I S A制度上の非課税メリットを享受できません。

本資料は平成30年3月1日時点の税制等に基づき作成しており、今後予告なく変更される場合があります。実際のお取引に際しましては最寄りの日の出証券本支店へお問い合わせくださいますようお願いいたします。

日の出証券

Hinode Securities